

(証券コード5034)

2024年9月12日

(電子提供措置の開始日2024年9月6日)

株 主 各 位

東京都港区虎ノ門四丁目1番1号
神谷町トラストタワー23階

株 式 会 社 u n e r r y

代表取締役社長 内 山 英 俊

第9期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第9期定時株主総会を下記の通り開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.unerry.co.jp/ir/meeting/>

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。



東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記ウェブサイトへアクセスして、当社名（unerry）又は証券コード（5034）を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択の上、ご覧ください。



なお、当日ご出席されない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2024年9月27日（金曜日）午後7時までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年9月30日(月曜日) 午前11時(受付開始 午前10時30分)
2. 場 所 東京都新宿区四谷一丁目6番1号 コモレ四谷 四谷タワー3階
※開催場所が昨年と異なりますので、お間違えのないようご来場ください。
3. 目的事項
報告事項 第9期(2023年7月1日から2024年6月30日まで) 事業報告及び計算書類の内容報告の件
決議事項
第1号議案 取締役5名選任の件
第2号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬支給の件
第3号議案 監査役の報酬額改定の件

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の場合は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
 - ◎電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておらず、当社ウェブサイト及び東京証券取引所ウェブサイトに掲載しております。なお、監査役及び会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。
 - (1)事業報告の「会社の新株予約権等に関する事項」、「会計監査人に関する事項」、「業務の適正を確保するための体制」「業務の適正を確保するための体制の運用状況」
 - (2)計算書類の「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」
 - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトには修正内容を掲載させていただきます。
 - ◎議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役5名選任の件

取締役全員（5名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役5名の再任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次の通りであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	うちやま ひでとし 内山 英俊 (1976年3月17日生)	2000年7月 プライスウォーターハウスクーパース コンサルタント(株) (現 日本アイ・ビー・ エム(株)) 入社 2002年8月 A.T. カーニー(株) 入社 2005年9月 (株)サイバード 入社 公式モバイルコンテンツ事業部部長 2008年4月 ANALOG TWELVE(株) 共同創業 取 締役 2015年8月 当社設立 代表取締役社長 (現任) 2019年9月 当社 執行役員CEO (現任) 2020年2月 一般社団法人LBMA Japan 理事 (現 任) (重要な兼職の状況) 一般社団法人LBMA Japan 理事	1,088,000株
2	すず き しげ じろう 鈴木 茂二郎 (1975年3月20日生)	1999年5月 アンダーセンコンサルティング (現 アクセンチュア(株)) 入社 2003年11月 (株)エヌリンクス 入社 2006年6月 同社 取締役 2018年9月 当社 取締役 (現任) 2019年9月 当社 執行役員COO BeaconBank事 業部長 (現任) 2022年9月 当社 副社長 (現任)	164,000株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
3	さいとう やすし 斎藤 泰志 (1972年2月4日生)	2004年 9 月 ネクステック(株) (現 (株)経営共創基盤 ものづくり戦略カンパニー) 取締役 CFO 2009年 4 月 同社 代表取締役社長 2012年11月 (株)経営共創基盤 ネクステックカンパニー (現 (株)経営共 創基盤 ものづくり戦略カンパニー) カンパニー長 2015年 6 月 (株)アルメディオ 社外取締役 2015年10月 (株)経営共創基盤 IGPI カンパニー プリンシパル 2016年10月 (株)ファーストロジック 取締役経営管理部長 2017年10月 (株)経営共創基盤 IGPI カンパニー シニアエキスパート エンゼルプレイングカード(株) (現 エン ゼルグループ(株)) 執行役員 管理本部副本部長 2019年 9 月 当社 取締役 執行役員CFO 経営企 画部長 (現任)	29,700株
4	うちやま ま き こ 内山 麻紀子 (1977年11月14日生)	2000年 7 月 プライスウォーターハウスコーパースコ ンサルタント(株) (現 日本アイ・ビー・ エム(株)) 入社 2006年 2 月 (株)シンク 入社 2009年 6 月 (株)サニーサイドアップ 入社 2016年 8 月 当社入社 経営企画部長 2019年 9 月 当社 取締役 執行役員CMO マーケ ティング部長 (現任)	一株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
5	八十川 祐輔 (1965年10月22日生)	1989年 4 月 日本電信電話(株) 入社 1999年 1 月 (株)ボストン・コンサルティング・グループ 入社 2007年 6 月 スパークス証券(株) (現 スパークス・アセット・マネジメント(株)) 代表取締役社長 2011年 5 月 (株)オオゼキ 代表取締役社長 2015年 8 月 (株)ワイノット 設立 代表取締役社長 (現任) 2015年12月 加藤産業(株) 社外取締役 (現任) 2018年 9 月 当社 社外取締役 (現任) 2019年 2 月 MYCARE Hawaii Inc. CEO (現任) (重要な兼職の状況) (株)ワイノット 代表取締役社長 加藤産業(株) 社外取締役 MYCARE Hawaii Inc. CEO 【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】 八十川祐輔氏は略歴に記載の通り、長年培われた経営コンサルティング及び経営者の経験を有しており、2018年9月に当社社外取締役に就任いただいた後、当社の取締役会において当社の企業価値向上に向けた意見をいただいております。今後も引き続き当社の経営について幅広い見識と豊富な経験に基づき助言・監督を行う役割を果たしていただくことが期待できるものと判断したことから、社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。	一株

- (注) 1. 取締役候補者内山英俊氏は当社の経営を支配している者であります。
2. 各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
3. 八十川祐輔氏は、社外取締役候補者であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。また、当社社外取締役就任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって6年となります。
4. 当社は、八十川祐輔氏との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。同氏が再任された場合には、当該契約を継続する予定であります。

5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる業務遂行上の過失等を理由とする法律上の損害賠償責任に関わる損害及び争訟に係る費用について、当該保険契約により補填することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第2号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬支給の件

当社の取締役の報酬等の額は、2020年9月29日開催の第5期定時株主総会において、年額90百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）とご承認いただいて今日に至っております。

今般、当社の取締役（社外取締役を除きます。以下、「対象取締役」といいます。）の報酬と株式価値との連動性をより一層強めることにより、対象取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を導入するものとし、上記の報酬枠とは別枠として、新たに譲渡制限付株式の割当てのための報酬を支給することにつき、ご承認をお願いいたします。

本議案に基づき、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、対象取締役に對して支給する金銭報酬債権の総額は年額20百万円以内といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、指名・報酬委員会の審議を経たうえで取締役会において決定することといたします。

なお、現在の取締役は5名（うち、社外取締役1名）ですが、本株主総会で第1号議案が承認可決されますと、同じく5名（うち、社外取締役1名）となります。

対象取締役に對して割当てる譲渡制限付株式の内容は以下の通りです。

1. 譲渡制限付株式の発行に伴う払込みに関する事項

対象取締役は、原則として毎事業年度、当社の取締役会決議に基づき支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として当社に給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものといたします。

2. 対象取締役に對して割当てる譲渡制限付株式の数

本制度により当社が対象取締役に對して発行又は処分する普通株式の総数は年12,000株を上限といたします。但し、本株主総会の決議日以降の日を効力発生日とする当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。）又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、必要に応じて合理的な範囲で調整できるものといたします。

なお、本制度に基づき対象取締役に對して発行又は処分される普通株式の1株当たりの払込金額は当該普通株式の募集事項を決定する各取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終

値)を基礎として、対象取締役特に有利な金額にならない範囲において取締役会にて決定いたします。

3. 対象取締役に割当てする譲渡制限付株式に関する事項

当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下、「本割当契約」といいます。）を締結するものいたします（本割当契約により割当てを受けた普通株式を、以下、「本割当株式」といいます。）。

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当株式の払込期日より3年間（以下、「本譲渡制限期間」といいます。）、本割当株式について、譲渡、担保権の設定、生前贈与その他の処分をしてはならないものいたします。

(2) 譲渡制限の解除条件

対象取締役が当社の取締役会が予め定める期間（以下「本役務提供期間」という。）、継続して当社の取締役、監査役、使用人のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、本譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除いたします。

但し、対象取締役が、本譲渡制限期間中、正当な理由により退任又は退職した場合、又は死亡により退任又は退職した場合、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものいたします。

(3) 無償取得事由

対象取締役が、本役務提供期間中、正当な理由によらず退任又は退職した場合には、当社は本割当株式を当然に無償で取得いたします。

また、上記(2)で定める譲渡制限解除時点において、譲渡制限が解除されない本割当株式がある場合には、当社はこれを当然に無償で取得いたします。

(4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（但し、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものいたします。その場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式がある場合には、当社はこれを当然に無償で取得いた

します。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものといたします。

4. 譲渡制限付株式を割当てるのが相当である理由

本制度は、対象取締役に対して当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、取締役に対する譲渡制限付株式を付与するものであります。また、当社が対象取締役に対して発行又は処分する普通株式の総数は年12,000株を上限としており、発行済総数に対する希釈化率は0.32%程度と軽微であることから、本譲渡制限付株式の付与は相当なものであると判断しております。

なお、本制度により対象取締役に割当てられた株式は、本譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定、生前贈与その他の処分をすることができないよう、本譲渡制限期間中は、当社が定める証券会社に対象取締役が開設する専用口座で管理される予定です。

(ご参考)

当社は、本議案が承認可決された場合には、当社の従業員に対しても上記と概ね同様の本制度を導入する予定であります。

第3号議案 監査役の報酬額改定の件

当社の監査役の報酬額は、2020年9月29日開催の第5期定時株主総会において、年額10百万円以内にご承認いただき今日に至っておりますが、今般のインフレによる物価変動や経済情勢の変化など諸般の事情を考慮し、また今後の監査役監査に対する経営上の重要性を踏まえ、その報酬額を年額15百万円以内に改定することにつき、ご承認をお願いいたします。

なお、現在の監査役の員数は3名（うち社外監査役3名）であり、当社の監査役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針は招集通知20ページに記載の通りであります。

以上

事業報告

(2023年7月1日から
2024年6月30日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の第5類への分類移行に伴い、社会経済活動が徐々に正常化するとともに、円安によるインバウンド需要が拡大し、景気の緩やかな回復が進んだものの、世界各地で紛争が発生するなど国際情勢が不安定化したことや、日米の金利差が拡大したことによる急激な円安傾向が継続したことで、物価や賃金の上昇といったインフレ傾向が顕著となり、依然として景気の先行きは不透明な状況が続いております。

このような経営環境の中、当社はミッションである「心地よい未来を、データとつくる。」の実現に向け、リアル行動ビッグデータの収集体制の拡充や解析精度の向上、新サービスの提供及びプロダクト開発の推進など、リアル行動データプラットフォーム「Beacon Bank®」の基盤及び利活用の強化に注力してまいりました。

また当社は、2022年7月から業務提携を行ってきた三菱食品株式会社とさらなる関係強化を進め、両社が保有するデータ、技術、営業ネットワーク等を活用し、小売データ・位置情報・各種メディアを統合したリテールメディアネットワーク事業を共同推進することを目的として、2023年8月14日に資本業務提携を行いました。

当事業年度におけるリテールDX及びリテールメディア領域の主な活動として、2023年10月に株式会社インティメート・マージャーと共同でオンラインとオフラインを統合したマーケティング効果測定サービスの提供を開始いたしました。また、同年12月にWEBサイト閲覧者の実店舗への来訪を分析できるダッシュボード「Beacon Bank 来店計測 for WEB」の提供を開始いたしました。さらに2024年4月には、株式会社電通及び株式会社SalesPlusと連携し、テレビCM接触者の来店・購買を計測、分析し、メディアプランニングをサポートする「TV de Sales+」の提供を開始するとともに、同月Google Cloud Marketplace経由で「Beacon Bank」サービスの提供を開始するなど、新たなサービスを拡充し、新規顧客の獲得と業容拡大を推進してまいりました。

また、スマートシティ領域における主な活動の成果として、当社は東京都のスマートサービス実装促進プロジェクト「Be Smart Tokyo」や「メタ観光マップ」を活用したにぎわい・回遊性の創出プロジェクト「東京データプラットフォームケーススタディ事業」に採択され、さらには株式会社NTTデータとの協業により、東京都豊洲エリアの「令和5年度東京

都データ連携・活用促進プロジェクト」への参画や総務省が推進する自動運転レベル4に向けた検証プロジェクトに参画するなどスマートシティ関連の事業を拡大してまいりました。

グローバル領域では、北米版Beacon Bankのプロダクト開発など北米における事業展開に注力してまいりましたが、北米地域特有のニーズへの対応などにより、想定よりも事業展開に時間を要する結果となりました。

以上の取り組みの結果、当事業年度の業績は、主にリテールメディア及びスマートシティ領域の事業成長により、売上高は2,834,907千円(前期比36.5%増)、営業利益は179,061千円(前期比409.3%増)となりました。また、北米事業展開の遅れに伴いGroundLevel Insights Inc.への投資額に対し貸倒引当金を全額計上したことから、経常利益は134,971千円(前期比286.5%増)、当期純利益68,266千円(前期比629.5%増)となりました。

(2) 設備投資の状況

該当事項はありません。

(3) 資金調達の状況

当社は、2023年8月14日開催の取締役会において、三菱食品株式会社に対する第三者割当による新株式の発行を行うことを決議し、2023年8月31日付で総額419,580千円の資金調達を行いました。

(4) 当社が対処すべき課題

当社が対処すべき主な課題は以下の通りです。

① 安定的売上の確保

安定的な収益基盤を確立するため、リアル行動分析・可視化ツールをSaaSとして導入する企業を拡大し、そこから出てきた顧客課題を積極的に提案することで、行動変容サービス及びOne to Oneサービスをクロスセルし、顧客に継続的にサービスを利用していただくことが重要であります。当社では、継続的に取引いただいている顧客について、4四半期以上連続で取引のある顧客企業、及び直近3ヶ月以上連続で取引のある新規顧客企業を「リカーリング顧客」と定義しており、このリカーリング顧客の数を積み上げていくとともに、クロスセルの推進により売上高に占めるリカーリング顧客の売上比率を90%程度に保つことで、安定的売上进行を確保してまいります。

② 新規事業の展開

「心地よい未来を、データとつくる。」というミッションの下、事業規模拡大と収益多様化を図るため、新規事業にも積極的な投資を行ってまいります。リテールDX事業に加えて、リテールメディア・スマートシティ事業・グローバル事業の各事業領域を拡大させることで、新規顧客の獲得とともに新たな収益源の確保を図ります。

③ 優秀な人材の確保と育成

当社は、今後の事業拡大や継続的な成長を目指す上で、優秀な人材の確保と育成が必要不可欠であると考えております。特に社員の半数以上を占めるデータ関連人材については当社の競合優位性を支える中核的な人材と捉えており、社内教育制度を充実させながら、スキル向上にも取り組んでおります。そのため、引き続き積極的な採用活動や社外ネットワークの強化を行うとともに、働きやすい環境の整備や育成機会の拡充など人材に対する投資を行ってまいります。

④ 内部管理体制の強化

a コーポレート・ガバナンスの強化

株主を含めたステークホルダーとの良好な関係の構築のためには、社会的信用を維持・向上させていく必要があると認識しております。取引先をはじめとした社外関係者との良好な取引関係を維持していくには、当社も社会的信用を維持していく必要があります。また、世間に広く有効なビッグデータを提供していく社会的責任を果たす必要があると認識しております。

そのため、コーポレート・ガバナンス体制を構築し、内部管理体制及び人員増を含め

た管理部門の強化を推進してまいります。また、内部監査人と監査役との連携強化等の施策により業務執行の適法性・妥当性を監視する機能を強化し、財務報告に係るリスクを最小化して、経営の健全化に努めてまいります。

b 経営管理体制

当社が事業を継続的に拡大する上で、経営管理体制の強化は重要な課題と認識しております。当社は、組織が健全かつ有効、効率的に運営されるように、内部統制の整備、強化、見直しを行っていく方針です。

⑤ 資金調達・財務基盤の強化

人材の採用・育成及びその他事業活動に多額の資金が必要となってまいります。これらの資金を外部から調達する必要があり、中長期的な視点から、財務基盤の強化のためにも、株式市場からの必要な資金の獲得や銀行からの融資等を通して、事業の運営、プロダクトの開発に必要な資金調達の多様化を図ってまいります。

⑥ 情報セキュリティの強化

近年外部からのサイバー攻撃や不正アクセス、マルウェア等のコンピュータウイルス等によりシステム障害が発生する事例や、機密情報や個人情報等が漏洩する事例が増加しております。当社は、情報システム及び通信ネットワーク上の障害や外部からのサイバー攻撃等に備えるため、ファイアウォールシステムの構築や不正アクセスの監視、定期的なデータバックアップ等の対策を実施しておりますが、今後も必要に応じて適宜情報セキュリティの強化を行ってまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分 \ 期 別	第6期 2021年6月期	第7期 2022年6月期	第8期 2023年6月期	第9期(当期) 2024年6月期
売上高 (千円)	783,018	1,446,325	2,076,737	2,834,907
当期純利益又は当期純損失 (△) (千円)	△162,882	143,528	9,358	68,266
1株当たり当期純利益又は当期純損失 (△) (円)	△58.89	45.96	2.69	18.63
総資産 (千円)	945,827	1,203,791	1,510,548	2,103,221
純資産 (千円)	659,125	820,843	1,097,092	1,629,029

- (注) 1. 2022年5月22日付で普通株式1株につき40株の株式分割を実施しております。当該株式分割が2021年6月期の期首に実施されたと仮定して、1株当たり当期純利益又は当期純損失 (△) を算定しております。
2. 2022年6月期より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)等を適用しており、2022年6月期以降の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

(6) 主要な事業内容、主要な営業所等

当社は、あらゆるリアル行動をデータ化し、AIで意味付けすることで、顧客体験をアップデートするD X (デジタルトランスフォーメーション) サービスの提供を主たる事業内容としております。

当社の営業所は、東京都港区に所在する本社のみであります。

(7) 従業員の状況 (2024年6月30日現在)

従業員数	前期比増減	平均年齢	平均勤続年数
72名	13名増	34.0歳	2.1年

(8) 主要な借入先の状況 (2024年6月30日現在)

該当事項はありません。

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

- ① 当社は、2023年8月14日開催の取締役会において、三菱食品株式会社（以下「三菱食品」といいます。）との間で業務提携契約及び株式引受契約を締結すること並びに三菱食品に対する第三者割当による新株式の発行を行うことを決議し、2023年8月31日に総額419,580千円の払込が完了いたしました。
- ② 当社は、2024年4月1日付で、本社を東京都港区虎ノ門四丁目1番1号神谷町トラストタワー23階に移転いたしました。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 株式の状況（2024年6月30日現在）

- ① 発行可能株式総数
- 普通株式14,000,000株
- ② 発行済株式の総数
- 普通株式3,743,400株（自己株式36,089株を含む）
- ③ 株主数
- 普通株式1,872名
- ④ 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数 (株)	持株比率 (%)
	普通株式	
内山 英俊	1,088,000	29.4
株式会社UC AIR	528,000	14.2
三菱商事株式会社	303,200	8.2
鈴木 茂二郎	164,000	4.4
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	130,900	3.5
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	127,300	3.4
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ	100,000	2.7
三菱食品株式会社	90,000	2.4
株式会社電通グループ	80,000	2.2
株式会社SBI証券	77,900	2.1

（注）持株比率は自己株式（36,089株）を控除して計算しております。

(2) その他の株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 会社役員の状況（2024年6月30日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	内山 英俊	執行役員CEO 一般社団法人LBMA Japan 理事
取締役副社長	鈴木 茂二郎	執行役員COO Beacon Bank事業部長
取締役	斎藤 泰志	執行役員CFO 経営企画部長
取締役	内山 麻紀子	執行役員CMO マーケティング部長
取締役	八十川 祐輔	株式会社ワイノット 代表取締役社長 加藤産業株式会社 社外取締役 MYCARE Hawaii Inc. CEO
常勤監査役	神成 敦	一般社団法人あしたの働き方研究所 監事
監査役	前川 研吾	RSM汐留パートナーズ株式会社 代表取締役社長 RSM汐留パートナーズ税理士法人 代表社員 株式会社グラフィコ 社外取締役（監査等委員） 株式会社ムゲンエーステート 社外取締役
監査役	渡邊 涼介	光和総合法律事務所 弁護士

- (注) 1. 取締役八十川祐輔氏は、社外取締役であります。
2. 監査役神成敦氏、前川研吾氏及び渡邊涼介氏は、社外監査役であります。
3. 監査役前川研吾氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役渡邊涼介氏は、弁護士の資格を有しており、法律に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当社と社外取締役及び社外監査役との間には利害関係はなく、一般株主との利益相反は生ずるおそれがないことから独立役員として選任しております。
6. 当社は執行役員制度を導入しております。2024年6月30日現在における執行役員（執行役員を兼務している取締役を除く。）は次の通りであります。

氏 名	担 当
伊藤 清香	執行役員CTO 技術部長
今泉 ライアン 幸男	執行役員CSO

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と八十川祐輔、神成敦、前川研吾及び渡邊涼介各氏は会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる業務遂行上の過失等を理由とする法律上の損害賠償責任に関わる損害及び争訟に係る費用について、当該保険契約により補填することとしております。

ただし、被保険者の業務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者の故意による法令違反に係る損害賠償請求など一定の事由に対しては、補償の対象としないこととしております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は、取締役、監査役、執行役員及び管理職従業員であり、すべての被保険者についてその保険料を全額当社が負担しております。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針は、株主総会で決定された総額限度内において、指名・報酬委員会に原案を諮問し答申を得たうえで、取締役会決議により決定しております。指名・報酬委員会は、過半数の委員を独立社外取締役・独立社外監査役で構成する取締役会の任意の諮問委員会であり、報酬等の決定に関する手続きの透明性や公正性を確保できることから、取締役の選任、報酬等における在り方を審議し、取締役会に対して答申しております。同委員会は、八十川祐輔氏（委員長、独立社外取締役）、内山英俊氏（代表取締役社長執行役員CEO）、前川研吾氏（独立社外監査役）の3名で構成されております。

なお、取締役の個人別の報酬は固定報酬（金銭報酬）のみで構成されており、所属する委員会や取締役会における役割と責任、業績への寄与度及び各役割に応じた統制への貢献度等を総合的に勘案して決定しております。

② 取締役の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別報酬等の内容の決定にあたっては、指名・報酬委員会において各取締役の役割と責任、業績への寄与度及び各役割に応じた統制への貢献度等の評価が行われており、当該結果をまとめた指名・報酬委員会からの答申内容に基づいて取締役会で審議し、個人別の報酬額を決定することで、手続きの透明性や公正性を確保していることから、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

③ 監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

監査役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針は、株主総会で決定された総額限度内において監査役会が決定しており、各監査役については監査役全員の同意により決定されております。

④ 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	人 数	報酬等の総額
取 締 役 (うち社外取締役)	5名 (1名)	77,917千円 (3,262千円)
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (3名)	9,870千円 (9,870千円)
合 計 (うち社外役員)	8名 (4名)	87,787千円 (13,132千円)

- (注) 1. 取締役の報酬額は、2020年9月29日開催の定時株主総会において、年額9千万円以内(ただし、取締役の報酬額には使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない)と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は5名(うち社外取締役1名)となります。
2. 監査役の報酬額は、2020年9月29日開催の定時株主総会において、年額1千万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名となります。
3. 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額は金銭による固定報酬のみであり、業績連動報酬及び非金銭報酬等は含まれておりません。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

社外取締役八十川祐輔氏は、株式会社ワイノットの代表取締役社長、加藤産業株式会社の社外取締役及びMYCARE Hawaii Inc.のCEOであります。当社と兼職先との間には、特別の関係はありません。

社外監査役神成敦氏は、一般社団法人あしたの働き方研究所の監事であります。当社と兼職先との間には、特別の関係はありません。

社外監査役前川研吾氏は、RSM汐留パートナーズ株式会社の代表取締役社長及びRSM汐留パートナーズ税理士法人の代表社員、株式会社グラフィコの社外取締役（監査等委員）、株式会社ムゲンエステートの社外取締役であります。当社と兼職先との間には、特別の関係はありません。

社外監査役渡邊涼介氏は、光和総合法律事務所の弁護士であります。当社と兼職先との間には、特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
社外取締役	八十川 祐輔	当事業年度に開催された取締役会20回のすべてに出席し、会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行っております。また、取締役候補者の選任や報酬等の決定に関する手続きにおける透明性や公正性を確保することを目的として設置している任意の指名・報酬委員会の委員長を務めております。当事業年度において、指名・報酬委員会は1回開催され、すべて出席しております。
社外監査役	神成 敦	当事業年度に開催された取締役会20回、監査役会13回のすべてに出席し、豊富な監査業務経験に基づき適宜発言を行っております。
社外監査役	前川 研吾	当事業年度に開催された取締役会20回、監査役会13回のすべてに出席し、主に公認会計士及び税理士としての専門的見地から適宜発言を行っております。また、取締役候補者の選任や報酬等の決定に関する手続きにおける透明性や公正性を確保することを目的として設置している任意の指名・報酬委員会の委員を務めております。当事業年度において、指名・報酬委員会は1回開催され、すべて出席しております。
社外監査役	渡邊 涼介	当事業年度に開催された取締役会20回、監査役会13回のすべてに出席し、主に弁護士としての専門的見地から適宜発言を行っております。

③ 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

区 分	氏 名	期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	八十川 祐輔	取締役会や任意の指名・報酬委員会において、経営コンサルティングとしての経験や金融機関及びリテール分野における経営者としての豊富な経験と知識に基づき、当社の対処すべき課題等に対して、多角的な視点から経営に関する助言やリスクに対する指摘、方針等の決定に参考となる意見を発言し、当社の経営に適切な役割を果たしております。

4. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は株主への利益還元を経営上の重要な課題と認識しておりますが、未だ成長過程にあり、事業基盤の整備を優先し、事業の継続的な拡大を行うことが株主価値の最大化に資するとの考えにより、その原資となる資金の確保を優先する方針であります。

内部留保資金については事業拡大に向けて人材などに資金を投じることで、さらなる業績成長及び利益の獲得を当面の優先事項としております。一方で、事業基盤の整備状況や業績並びに財政状態等を総合的に勘案し、利益還元の時期を検討していく方針であります。

剰余金の配当を行う場合は、年1回の期末配当を基本方針としており、その他年1回中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。また、会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に定めがある場合を除き、取締役会決議によって剰余金の配当を行うことができる旨を定款に定めております。なお、当事業年度につきましては、当期純利益を計上いたしました。経営体質及び今後の事業展開、内部留保の充実を図るために、無配といたしました。今後の利益還元につきましては、経営成績を勘案しながら、適宜検討していく予定であります。

貸 借 対 照 表

(2024年6月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	2,072,858	流 動 負 債	474,191
現 金 及 び 預 金	1,658,798	買 掛 金	237,089
売 掛 金 及 び 契 約 資 産	373,386	未 払 金	98,474
仕 掛 品	18,470	未 払 費 用	9,392
貯 蔵 品	43	未 払 法 人 税 等	38,924
前 払 費 用	20,893	契 約 負 債	36,736
そ の 他	9,216	そ の 他	53,573
貸 倒 引 当 金	△7,950	負 債 合 計	474,191
固 定 資 産	30,362	(純 資 産 の 部)	
無 形 固 定 資 産	2	株 主 資 本	1,627,070
特 許 権	2	資 本 金	14,712
投 資 そ の 他 の 資 産	30,360	資 本 剰 余 金	1,393,428
繰 延 税 金 資 産	18,698	資 本 準 備 金	238,620
敷 金 及 び 保 証 金	11,314	そ の 他 資 本 剰 余 金	1,154,808
そ の 他	48,667	利 益 剰 余 金	221,153
貸 倒 引 当 金	△48,321	そ の 他 利 益 剰 余 金	221,153
		繰 越 利 益 剰 余 金	221,153
		自 己 株 式	△2,223
		新 株 予 約 権	1,959
		純 資 産 合 計	1,629,029
資 産 合 計	2,103,221	負 債 及 び 純 資 産 合 計	2,103,221

損 益 計 算 書

(自2023年7月1日)
(至2024年6月30日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		2,834,907
売上原価		1,769,339
売上総利益		1,065,567
販売費及び一般管理費		886,506
営業利益		179,061
営業外収益		
受取利息	12	
為替差益	5,129	
ポイント還元収入	136	
助成金収入	17	
雑収入	531	5,827
営業外費用		
支払利息	17	
貸倒引当金繰入額	48,321	
株式交付費	1,578	49,917
経常利益		134,971
税引前当期純利益		134,971
法人税、住民税及び事業税	38,926	
法人税等調整額	27,778	66,704
当期純利益		68,266

会計監査人監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年9月2日

株式会社unerry
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	飯塚 徹
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	野口 正邦

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社unerryの2023年7月1日から2024年6月30日までの第9期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年7月1日から2024年6月30日までの第9期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査担当その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人EY新日本有限責任監査法人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年9月4日

株式会社unerry 監査役会

常勤監査役 神成 敦 ㊟

監査役 前川研吾 ㊟

監査役 渡邊涼介 ㊟

(注) 監査役 神成敦、前川研吾及び渡邊涼介は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

会 場 東京都新宿区四谷一丁目6番1号 コモレ四谷 四谷タワー3階

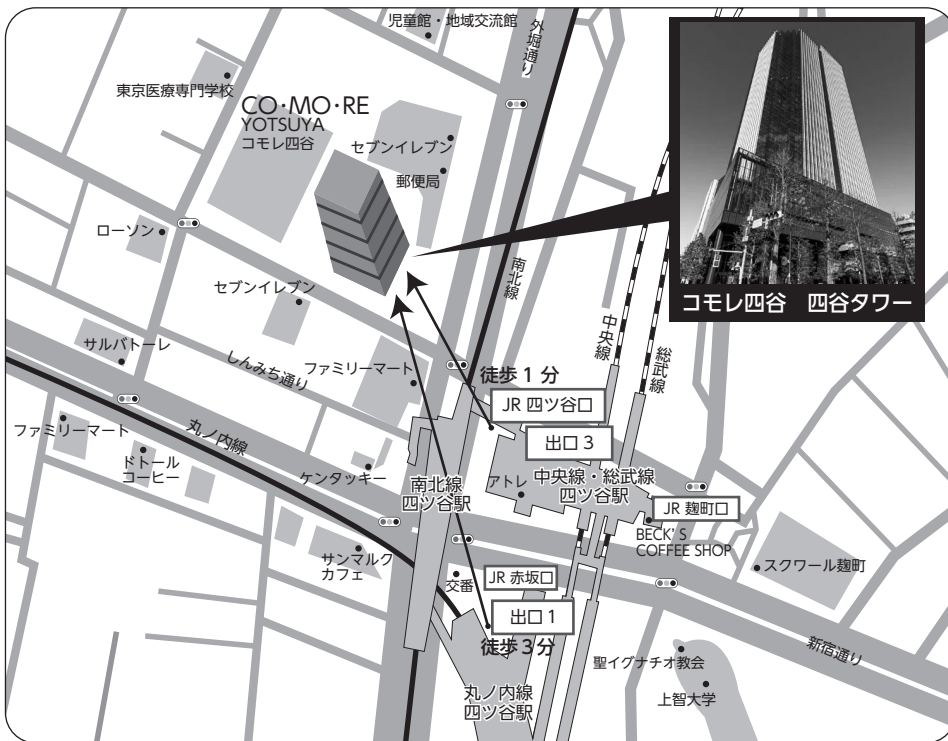
電話 03-6416-4402

交通 ・ JR 中央線、総武線 四ツ谷駅四ツ谷口より徒歩約1分

・東京メトロ 南北線 四ツ谷駅出口3より徒歩約1分

丸ノ内線 四ツ谷駅出口1より徒歩約3分

※当日、専用の駐車場のご用意がございませんので、お車でのご来場はご遠慮いただきますようお願い申し上げます。



＜お体が不自由な又は障がいのある株主様へのご案内＞

車椅子のサポート、座席やお手洗いへの誘導、受付の筆談サポート等が必要な場合には、2024年9月20日(金)17時までには書面又はメールにてご連絡をお願い申し上げます。

株式会社unerry 経営企画部 株主総会担当 unerry_ir@unerry.co.jp

〒105-6923 東京都港区虎ノ門4-1-1 神谷町トラストタワー23階